

63 学校における夏季及び冬季心身鍛練に関する件に付公私  
立大学等へ通牒  
〔昭和十四年六月〕

発秘三五号  
六月十日  
文書課長  
六月十日  
起案者

昭和十四年六月十日起案  
大臣 花押 次官後閱  
文書課長  
秘書課長

専門学務局長  
普通学務局長  
実業学務局長  
社会教育局長  
教育調査部長  
教学局長官  
通牒案  
年 月 日  
地方長官  
直轄学校長  
公立大学長  
公立専門学校長  
公立実業専門学校長  
公立私立高等学校長

(注記2)

次官

(下 札 1)

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季及休業ノ実績ニ徴スルニ往々予期ニ反シテ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事変ニ直面シ戦線將士ヲ初メ国民拳ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツ、アルノ秋將來國運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ避クルガ如キハ修養ノ真義ニ悖リ且ハ國民精神ニ副ハザルモノト存ゼラル、ニ付爾今「業ヲ休ム」ノ觀念ヲ棄テ、「心身鍛練」ノ本義ニ則リ別紙要項ニ準ジ夫々適切ナル実施事項ヲ定メ全期間ヲ通ジ相率キテ啓導薫化ニ力ヲ致シ実効ヲ挙グルニ努メラレ度

此段依命通牒ス

追テ教職員ハ從來通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベキコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛練ニ当ラ(抹消)ル、(加筆)様致(加筆)シ度

心身鍛練要項

(注記3)

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト  
二、心身鍛練ハ雄渾ノ氣魄ト強健ノ体軀トヲ練成スルヲ目標トスルコト

三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実(抹消)情(抹消)情ニ適応スルコト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特別扱ヒヲ認ムルコト

イ、学生、生徒児童各自ノ自修計(抹消)画(加筆)画(加筆)ニシテ学校ニ於ケル鍛練ニ代ヘ得ベキモノト認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限リ其ノ実行(抹消)ヲ(加筆)ノ許可(抹消)ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ於テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報告書ヲ提出セシムル等十分ナル検討指導ヲ加フルコト

ロ、虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ對シテハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

五、実施上注意スベキ事項

(イ)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシテ計画スルコト

(ロ)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト

(ハ)、坐学ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(ニ)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ルコト

実施事項ノ例示

一、集団勤勞作業

(生産(抹消)ノ)拡充ニ對スル協力、応召者家族ニ對スル勤勞奉仕等

二、軍事訓練

三、武道其ノ他ノ行的修練

四、運動(体操(抹消)遊戯、競技(加筆)登山(抹消)、水泳、スキー、スケート、等)

五、見学鍛練旅行（〔抹消〕〔加筆〕〔聖蹟ノ巡拝、内外地見学、〕  
山野跋涉、農工場等ノ見学、徒歩旅行等）

〔注記4〕

号	定	裁	月	日	文書課長	送	発	月	日	起案者
										〔相良〕

昭和十四年十二月十四日起案 事務官後伺

文書課長 〔宮崎〕

次官 秘書課長

了官

専門学務局長 〔関口〕

普通学務局長 〔小山〕  
花押

実業学務局長 〔谷原〕

伺

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

表記ノ件ニ関シ曩ニ通牒有之タル処今般コレガ趣旨徹底ノ為別  
紙ノ通次官談新聞発表相成可然歟

備考Ⅱ本日午後新聞発表ノ予定

〔注記5〕

發文一八五号	裁	決	定	12月16日	文書課長	送	発	12月16日	起案者
					〔有原〕				〔相良〕

昭和十四年十二月十五日起案

事務官 〔石丸〕

文書課長 〔宮崎〕

〔近藤〕  
〔美作〕

年月日

文書課長

案

専門学務局長 〔関口〕  
普通学務局長 〔小山〕  
実業学務局長 〔谷原〕  
花押 〔小笠原〕

〔田中〕  
〔中山〕  
〔春山〕  
〔久住〕

〔注記6〕

地方長官、直轄学校長  
公私立大学〔長〕、高等学校長 宛各通  
専門学校長、実業専門学校長

〔下札2〕

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

本年六月十日附発秘三五号ヲ以テ表記ノ件ニ関シ通牒有之タル

処今般別紙〔ノ通〕次官〔ノ〕談〔話新聞ニ〕発表相成タルヲ以テ

御参考ノ為及送付

〔加筆・抹消〕  
〔之方実施ニ付テハ充分御留意ノコト有之ヘシ〕

備考Ⅱ別紙添附ノコト

〔秘〕 次官談〔案〕

愈々冬休みが近付いて各学校夫々休暇期間の活用につき適切な  
計画が樹立されてゐることと思ふ。去る六月通牒を以て休暇中  
と雖も業を休むの観念を棄て此の期間を心身鍛練の為に活用す  
べき方針を定めて以来関係当局は申すに及ばず学生生徒児童及  
其の父兄に於ても充分此の趣旨に協力されて相当の効果を挙げ  
てゐるがつぶさに検討すると当局の意図してゐるところと必ず  
しも一致してゐないと思はれる向がないでもない。  
集団勤労作業と言つても一率一体に各種の学校が同じ様な事を

待する。

発秘三五号

昭和十四年六月十日

文部次官

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季休業ノ実績ニ徴スルニ往々予期ニ反シテ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事変ニ直面シ戦線將士ヲ初メ国民拳ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツツアルノ秋将来国運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ避クルガ如キハ修養ノ真義ニ悖リ且ハ国民精神ニ副ハザルモノト存ゼラルルニ付爾今「業ヲ休ム」ノ觀念ヲ棄テテ「心身鍛練」ノ本義ニ則リ別紙要項ニ準ジ夫々適切ナル実施事項ヲ定メ全期間ヲ通ジ相率キテ啓導薫化ニ力ヲ致シ実行ヲ挙グルニ努メラレ度此段依命通牒ス

追テ教職員ハ従来通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベキコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛練ニ当ラレ度

心身鍛練要項

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト  
二、心身鍛練ハ気魄ト強健ノ体軀トヲ鍊成スルヲ目標トスルコト

三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情ニ適應スルコト

やるのは能率の上から言つても教育的効果の上から言つても望ましいことではない。出来る丈各学校の特殊性に則し之を生かす様に考へてもら(抹消)度(加筆)い。又計画は一応良く樹つてゐても其の実行に当たつて関係方面との充分な打合せや協力の道がつけてないために計画が予定の如く進められないと言ふ様なことも警めなければならぬ。

通牒に「全期間ヲ通ジテ」とある(抹消)ので(加筆)「事は必ずしも」全学生生徒児童を全期間を通じて団体訓練をやる(抹消)と云ふ(加筆)のは特殊の事情のない限り考へものだ。(加筆)「意味ではない。」一般的には学校の事情と学生生徒及児童の個別の事情とを充分参酌して一定の期間は集団訓練を又一定期間は個別的自修訓練と云ふ風なやり方で其の効果を適切に發揮出来る道があらう。学生生徒及児童の中には家庭の事情があるとか心身が集団的鍛練にたえ得ないとか言ふものについては其れ其れ適切な指導を加へて其れ相應の心身鍛練をなさしめることが必要であつて一律に学校へ集めることのみを考へるのは通牒の趣旨に副はない。

又都会の学校と地方の学校とでは自らやり方が違ふことは勿論冬季にあつては雨雪等の関係で地方的に余程事情が違つて来るし要は其の向き向きによつて色々工夫をこらせば真に教育的の見地から心身鍛練の実績を挙げ得ると信ずる。

学生生徒及児童に負荷された責任が大ならば大なる程心身鍛練の必要が其の度を加へてゐるので、真に雄渾の気魄と強健な体軀との鍛成には将来とも一段と適切なる方法により其の効果を發揮する様關係当局を初め学生生徒児童並其の父兄の協力を期

ト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特殊扱ヒヲ認ムルコト

(イ)、学生、生徒及児童ノ自修計画ニシテ学校ニ於ケル鍛練ニ

代ヘ得ベキモノト認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限り其ノ

実行ノ許可ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ於

テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報告

書ヲ提出セシムル等充分ナル検討指導ヲ加フルコト

(ロ)、虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シ

テハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

五、実施上注意スベキ事項

(イ)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシ

テ計画スルコト

(ロ)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト

(ハ)、坐学的ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ

武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(ニ)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ル

コト

実施事項ノ例示

一、集団勤労作業

(生産力拡充ニ対スル協力、応召者家族ニ対スル勤勞奉仕等)

二、軍事訓練

三、武道其ノ他ノ行的修練

四、運動(体操、水泳、スキー、スケート等)

五、見学鍛練旅行(聖蹟ノ巡拜、内外地見学、山野跋涉、農工場等ノ見学、徒歩旅行等)

發秘三五号	裁	6月12日	文書課長	發	6月12日	起案者
	定			送		

(注記8)

昭和十四年六月十日(抹消)日起案

次官/秘書課長 花押(岩松) 庶務掛長(磯村)

照会案

秘書課長

本省各局部長  
同官房各課長  
教学局長官  
督学官主事

宛

照会

本日發秘三五号ヲ以テ地方長官直轄学校長公私立大学、高等学校、専門学校実業専門学校長宛別紙ノ通り学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル通牒致シタルニ付テハ至急省令等ノ改廃モ実施シ趣旨ノ徹底ヲ期シ度ニ就テハ貴局関係事項中左記等御調査ノ上御回報相煩度此段依命通牒ス

記

一、省令ヲ改廃スル各項

一、学則並校則ノ改廢ヲ要スル点

一、授業料ニ関スル件

一、指導並実習費ニ関スル件

一、其他改廢ニ伴フ施設並経費等

以上

(采書)  
(別紙添付ノコト)

発秘三五号

昭和十四年六月十日

文部次官

殿

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季休業ノ実績ニ徴スルニ往々予期ニ反シテ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事業ニ直面シ戦線將士ヲ初メ国民挙ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツツアルノ秋將來国運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ避クルガ如キハ修養ノ真義ニ悖リ且ハ国民精神ニ副ハザルモノト存ゼラルルニ付爾今「業ヲ休ム」ノ觀念ヲ棄テテ「心身鍛練」ノ本義ニ則リ別紙要項ニ準ジ夫々適切ナル実施事項ヲ定メ全期間ヲ通ジ相率キテ啓導薫化ニ力ヲ致シ実効ヲ挙グルニ努メラレ度此段依命通牒ス

追テ教職員ハ従来通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベキコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛

練ニ当ラレ度

心身鍛練要項

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト

二、心身鍛練ハ雄渾ノ氣魄ト強健ノ体軀トヲ練成スルヲ目標トスルコト

スルコト

三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情ニ適応スルコト

ト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特殊扱ヒヲ認

ムルコト

(イ)、学生、生徒及児童各自ノ自修計画ニシテ学校ニ於ケル鍛

練ニ代ヘ得ベキモノ認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限り其

ノ実行ノ許可ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ

於テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報

告書ヲ提出セシムル等十分ナル検討指導ヲ加フルコト

(ロ)、虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シ

テハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

五、実施上注意スベキ事項

(イ)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシ

テ計画スルコト

(ロ)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト

(ハ)、坐学ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ

武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(ニ)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ル

コト

実施事項之例示

一、集団勤労作業

(生産力拡充ニ対スル協力、応召者家族ニ対スル勤勞奉仕等)

一、軍事訓練

三、武道其ノ他ノ行的修練

四、運動(体操、水泳、スキー、スケート等)

五、見学鍛練旅行(聖蹟ノ巡拝、内外地見学、山野跋涉、農工場等ノ見学、徒歩旅行等)

(注記1)

「記録掛 14・11・9 受領」

(注記2)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「<」

(注記4)

「至急」

(注記5)

「至急」

(注記6)

「記録掛 15・3・11 受領」

(注記7)

「(参考)」

(注記8)

「十日付」

(下札1)

④種別 よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方庁等へ通牒  
学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件ノ番号 / 結了年月  
日 昭二四 六 一〇 / 保存年限 ムキ / 枚数 7」

(下札2)

「年限 / 枚数 14 / よ一ノ「二七」ニ併綴」

(下札3)

「省令 休業廃止ノ一、通牒(名前□し) / 二、休業廃止ニ伴フ授業等□」

【自昭11年至昭15年 学生生徒総規  
第5冊】文部省⑤ 3A, 32—6, 2454